

令和6年度（2024年度）
第2回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2024年8月22日（木）午前10時開会
場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

1. 開 会

○事務局（久保環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度（2024年度）第2回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境保全局環境政策課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数16名のうち、現在、オンラインも含めまして、過半数の13名のご出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（久保環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境保全局長の阿部からご挨拶申し上げます。

○阿部環境保全局長 皆様、おはようございます。

吉中会長をはじめ、委員の皆様には、日頃より道の環境行政の推進におきまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

既にご案内のとおり、北海道生物多様性保全計画の変更につきましては、令和4年5月の諮問以来、2年以上にわたりご審議をいただいております。今年度第1回審議会におきまして、自然環境部会における検討状況を報告後、計画の変更案についてパブリックコメントを実施したところでございます。本日は、パブリックコメントで寄せられました意見への対応方針やそれを踏まえました変更案を事務局で取りまとめておりますので、それをご説明させていただき、ご審議を賜ればと考えております。

また、そのほかにも審議事項が1件、指定事項に係る報告が4件ございますが、本日は、北海道生物多様性保全計画の取りまとめ、答申に向けましてご審議をお願いできればと思っておりますので、改めまして、その点についてお願い申し上げますとともに、忌憚のないご意見やご助言などをいただけますようお願い申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（久保環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、出席委員の名簿、座席表をお配りしております。

名簿に修正がございますので、ご連絡いたします。

上から5番目の児矢野委員が欠席とご連絡をいただいております。

それから、その下の佐々木委員と佐藤委員は、当初、会場出席と連絡をいただいていたのですが、所用によりオンライン出席に変更になっております。

総勢13名の出席をいただいております。

次に、審議していただく資料ですが、次第の裏にも一覧として書いておりますとおり、資料1-1から資料1-4-3、資料2-1から資料2-3と参考資料、資料3と参考資料、資料4と参考資料、資料5と参考資料、資料6-1から資料6-3-2を配付しております。

資料の配付漏れ等がございましたら、後ほどでも構いませんので、事務局にお申しつけください。よろしくお願いいたします。

また、オンラインでご出席の委員におかれましては、ご発言をいただく際は手を挙げるボタンを押すか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後でご発言をお願いします。その際、マイクとビデオをオンにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの進行は吉中会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○吉中会長 おはようございます。今日もどうぞよろしくお願いいたします。

今お話がありましたとおり、議事がたくさん予定されております。時間も限られておりますので、早速、審議に入りますので、よろしくお願いいたします。

一つ目は、北海道生物多様性保全計画の変更の答申についてです。

この後、事務局から説明させていただきますけれども、資料1-1で今までの流れをまとめております。私が取りまとめをしております自然環境部会では、前回の審議会で出た意見を基に、パブリックコメントの結果を踏まえて7月30日に審議を行いました。そこで微修正した案をお示しして、ご意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木自然環境課長） 環境生活部自然環境課長の鈴木でございます。

私から、北海道生物多様性保全計画の変更についてご説明させていただきます。

まず、資料1-1のこれまでの検討結果と今後の予定でございます。

先ほどの挨拶でも経過について触れさせていただきました。その流れで審議会の委員の皆様にご審議いただいております。ありがとうございました。

7月30日に開催いたしました自然環境部会にパブリックコメントの内容等を報告させていただきまして、前回の審議会でご報告、ご審議をいただきました計画の素案を若干修正しております。本日は、その点を中心にご報告させていただきます。

資料1-2をご覧ください。

道民意見提出手続の実施結果についてご説明させていただきます。

いわゆるパブリックコメントの募集を6月20日から7月22日までの33日間実施しました。個人7名、2団体から23件のご意見をいただいたところでございます。

そのご意見に対する対応ということで、資料 1 - 3 の道民からの意見と意見に対する考え方をご覧ください。

こちらの資料では、パブリックコメントのご意見と 7 月 30 日の自然環境部会でご審議をいただいた際のご意見、それらに対する事務局の考え方について整理しております。

本日、会議の時間の関係もございますので、計画の素案から修正した部分を中心にご説明させていただきます。

まず、資料 1 - 3 の 5 ページをご覧ください。

項目番号 11 です。

本日、計画も併せてお配りしておりますが、資料 1 - 4 - 2 の北海道生物多様性保全計画の行動計画編の事務局案の見え消し版をご覧ください。

こちらの 8 ページの 30 行目にごございます関連施策について、道有林において生物多様性に配慮した森林施業では具体的な事例を記載してはどうかというご意見です。事務局としては、ご意見を踏まえまして、道有林の公益的機能の発揮に配慮した伐採面積の縮小や、溪流沿いにある森林の保残、人工林の針広混交林への誘導など、具体的な事例を追加させていただきたいと考えております。

続きまして、6 ページの項目番号 15 でございます。

計画につきましては、同じく行動計画編の 16 ページの 25 行目の関連施策についてです。

持続可能な農業に関する具体的な取組を含めてはどうかというご意見です。こちらのご意見に対しまして、事務局といたしましては、化学肥料や化学合成農薬の施用を必要最小限にとどめるなど、持続可能な農業に対する具体的な取組を追加記載させていただいたところがございます。

続きまして、資料 1 - 3 の 7 ページの項目番号 18 です。

計画本体については、行動計画編の 17 ページの 37 行目です。

ここに記載してあります自然共生サイトに関しまして、本年 4 月に新たに生物多様性増進活動促進法が成立、公布されましたけれども、この新法と自然共生サイトの扱いについて、脚注で注意書きを記載してはどうかというご意見です。事務局といたしましては、ご意見を踏まえまして、17 ページの下段にごございますが、脚注に新法の施行後の取扱いに関して追記させていただきました。

また、自然共生サイトにつきましては、7 月 30 日に開催されました自然環境部会におきまして、委員から自然共生サイトの設定状況を指標としてはどうかというご意見がございました。事務局といたしましては、ご意見を踏まえまして、自然共生サイトに関する指標を追加させていただきました。

追加した指標に関しましては、今ご覧の行動計画編の 37 ページをご覧ください。

下から 2 番目に、自然共生サイトの設定状況ということで指標として追加させていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。

項目番号20のご意見です。

計画本体につきましては、20ページの1行目の施策です。

再生可能エネルギーが生態系に与える影響はバードストライク、バットストライクだけではなく、生息地放棄や累積的影響など、ほかにも注意すべきであるというご意見です。事務局といたしましては、ご意見を踏まえまして、状況の把握に関して、生息地放棄や累積的影響の事例や情報の収集の項目を追加させていただきました。

続きまして、9ページをご覧ください。

項目番号21のご意見です。

関連する行動計画編の22ページの34行目に記載がございます施策です。

安全性を確保しつつ、ジビエを地域資源として活用し、地域の食文化として定着を図る上で学校給食での活用は有効である、施策に学校給食への活用も入れてはどうかというご意見です。事務局といたしましては、学校給食における利用という項目をこの施策に追加させていただきます。

続きまして、10ページをご覧ください。

項目番号23のご意見です。

計画では23ページの34行目からの施策でございますが、縄文文化の保存継承とアイヌ文化の保存継承は、目的が相違するため、一括して扱うのではなく、それぞれ独立した項目を立ててはどうかのご意見でございます。事務局といたしましては、ご意見を踏まえまして、アとして縄文文化やアイヌ文化などという書き方であったのですが、これをアとイという形で、縄文文化、アイヌ文化と、それぞれ項目を立てて施策を記載しております。

以上、ご意見に基づいて計画素案を修正した部分をご説明させていただきましたが、他の意見につきましては、計画に記載しているもの、あるいは、計画案と趣旨が同様、また、計画へのご質問というご意見でございました。こうしたご意見については、今後の本計画の推進に当たっての参考とさせていただきたいと考えております。

なお、資料1-3の説明は以上でございますが、今回パブリックコメントでいただいたご意見とその対応については、9月下旬頃を目途に道庁ホームページで公表する予定ですので、あらかじめお伝えいたします。

最後になりますが、今後の予定です。

資料1-1にお戻りください。

これまでの検討計画と今後の予定です。

本日、次期計画案の事務局案をお示しさせていただきました。事務局といたしましては、本日、審議会でご審議をいただいた後、計画についてのご答申をいただきたいと思いますと考えております。答申をいただきました次期計画の案については、次の北海道議会に報告の上、計画決定の作業を進めていきたいと考えております。本計画を速やかに実行に移せますよう、

本日のご審議をよろしくお願いいたします。

生物多様性保全計画の説明は、以上でございます。

○吉中会長 前回お示しさせていただいた案から部会の審議を経て、パブリックコメントを経て、今の案が出来上がりました。

ご意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○能條委員 資料1-3のパブリックコメントに寄せられた意見を見て思ったことです。

例えば、しょっぱなに、生物多様性の言葉の意味が分かりませんということと、教育が大事ではないかという指摘があります。

前回は申し上げたかと思いますが、今日の資料でいくと、指標のところに認知度に関する扱いとありますが、道民の認知度はこういうデータを基に計算しましたという脚注を加えていただいておりますけれども、その指標のようなものを使うときに、26%くらいになっておりますので、認知度ではなくて理解している度合い、言葉を聞いたことがあるというものは除いて、内容が分かっていますということまで踏み込むようなものを指標にして、それを目指すような計画をつくるようにしなければいけないのではないかと感じました。

例えば、その中でパブリックコメントの事務局案の回答にも書いてありますけれども、リーフレットやホームページを通じて周知する、理解度を高めますということが盛り込まれているという説明ですので、特に、現状でも自然環境局のページに2010年くらいにつくったリーフレットがダウンロードできるようになっていて、割といいリーフレットかなと思っていますけれども、そういうものが教育現場では知られていない、活用されていないのではないかと感じているのです。そういうものを目立つように、資料がありますというだけではなく、こういうものがあるので、ぜひご活用くださいと教育局を通じてお知らせすると。また、今の時代だと、子どもたちは探求学習をたくさん行うようになっておりますので、印刷物として配らなくても、ホームページのURLを示せば、見てくれる度合いがすごく増すと思います。ですから、先生に対するアナウンスも必要ですが、探究する子どもたちが割と容易にアクセスできるようにするなど、この計画に書き込むこととは別に、そうしたことを意図した施策にする必要があると思いました。

いろいろな資料、例えば、指標として使っているこういうデータがありますというものが後ろに載っておりますけれども、これも公開されているものだと思いますので、このお話の元データはこれですと分かりやすく示すだけでも、調べようと思った人たちにとってはすごくいい情報になると思います。簡単なこととは言いませんけれども、ちょっとした手間をかけるだけでも理解度を深められるのではないかと思いますので、そういうことをこの中にぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

そして、可能であれば、そういうことを紹介するようなページ、リーフレットの解説は、中学校3年生ぐらいの子が読んでも、こういうことが書いてあるのだなと分かるような説

明になっているといいのかなと思います。また、ダウンロードされた数もカウントできるのではないかと思いますので、そういうものを具体的な指標の一つに加えてみるということもあっていいのではないかと思います。

それから、パブリックコメントの3番目の市町村の役割はないのかという意見があり、本編の27ページから28ページに書いてありますという説明になっています。市町村だけではなく、例えば私は国立大学に勤めているのですけれども、この内容では、国の機関なのか、事業者なのかよく分かりません。そういうところも含め、どういうことができるのかがあまり具体的ではないような気がしています。

例えば、先日、私は、学生と一緒に自分の大学内にあるオオハンゴンソウの引っこ抜きを半日ぐらいやったのですけれども、非常に手間がかかりましたし、草を刈るだけでは駄目で、花が咲きかけた頃の種ができる前に根っこから引っこ抜くのが一番いいのではないかとこの程度の情報しか得られませんでした。

この計画でも、道路工事などでオオハンゴンソウを見つけたら除去しますというようなことが書かれていたかと思いますが、私が通勤の際に空知管内を走っているとオオハンゴンソウだらけで、個人やNPOレベルではもう手をつけられないような状態になってしまっているのではないかと思うのです。これを市町村にお任せといいたいでしょうか、そのままにしても解決しないのではないかと思うのです。

それは、もちろん、国道脇、道道脇、市町村道脇、畑と様々ですけれども、こういうものについて、広がる前にどうにかすることを考えましょうということや、こういう方法があるということ積極的にアピールしないと、もうかなりよくない状態ではないかと思います。オオハンゴンソウは一つの例ですけれども、これは、今年度、来年度という行動計画ではないと思いますので、2030年までを考えても少しねじを巻かなければいけないので、外来種に関してはもう少し踏み込んだ記述が必要かと思いました。

また、全体的にといいますか、基本方針の4番目に関係するかと思うのですけれども、読み落としかもしれませんが、北海道には環境教育等行動計画というものがあって、それではこういうことを進めていきましょう、協働しましょうということがうたわれているのですけれども、それも道の施策の一つではあると思いますので、そのように取組を進めていきますということをもう少しはっきり書いてもいいのではないかと思います。

○吉中会長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

事務局からお願いいたします。

○事務局（鈴木自然環境課長） 多岐にわたり、教育関係を中心にご意見をいただきました。

まず、指標に関して、生物多様性の理解度についてです。

私どもも生物多様性とは何ぞやということを理解していただくことは大変重要だと考えております。こういったことに関しては、今後、計画を点検する際に、単に知っているという項目だけではなく、理解しているという数値を重視しながら計画の進捗状況を把握し

ていきたいと考えております。

次に、リーフレットなど子どもへの周知についてです。

様々な機会を通じて周知活動を行っていくことは重要でございますので、今後、計画が出来上がった際にはリーフレットをつくるだけではなく、いかに広げていくか、例えば、学校と連携した取組として、委員がおっしゃるように先生に周知する、このようなアドレスに載っておりますと伝えるなど、そういった手法を使いたいと思っております。

教育現場との連携については、行動計画編の横断的・基盤的な取組の中にも、教育関係、学校教育と連携して進めていきますというような趣旨のことを記載しておりますので、それらをベースに取組を進めていきたいと思っております。

また、市町村の役割についてです。

今回の取りまとめのご意見としてお返ししたとおり、市町村との連携について、横断的・基盤的な取組の中に記載しております。大学等の研究機関との連携も前提としてありまして、例えば、モニタリングの実施など、計画の中では研究機関という項目を入れております。また、様々な団体がございますが、ここに書いていないからそれらを排除しているわけではなく、事業者・団体等と記載しております。どこにジャンル分けしたらよいか分からないものもあるかと思いますが、幅広く連携していきたいと考えております。

次に、外来種の防除についてです。

オオハンゴンソウだけではなく、セイヨウオオマルハナバチもありますし、最近、江別でアメリカナマズが道内で初めて発見されたということがあります。私どもも外来種対策は重要だと認識しておりまして、基本方針1でも外来種の防除とありますので、特定の種に偏ることなく、今後現れるであろう外来種、今いる外来種に対応していきたいと考えております。それは、もちろん、道だけではなく、国、地元自治体、研究機関、関係団体も含め、対応していかなければなりませんので、そういったことも含めて、外来種の防除の中で取り扱いたいと考えております。

オオハンゴンソウの根絶はなかなか難しいのかもしれませんが、広げないというのは重要な任務だと思っておりますので、そうした意識の下、取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○能條委員 この計画の文言自体にはっきりと書くかは別として、今ご説明していただいたようなことを考えた上で施策を進めていくという理解でいいのかと受け止めました。

1点、市町村の役割についてです。

例えば、行動計画編の31ページには、自然の活用や環境教育に関するリーダーになるような候補を育成すると書かれております。これは大分前から書かれていると思うのですが、育成に引っかかるのです。いつまで育成でしょうか。育成というのは育てていくといえますか、そういうことができるような人材を養成するということかと思えますけれども、人材が育成されていないかという、そんなことはなくて、活動する場がないというようなことではないかと思うのです。

例えば、道職員で振興局単位でも構いませんが、牽引する職員がいるのか、あるいは、市町村レベルにそういう人たちがどのくらい雇用されているのか、それで食べていけるような人たちがどのくらいいるのかを考えますと、心もとない状態が続いているような気がするのです。NPOや自然学校の方たちが努力されているレベルで止まっていますし、その方たちは生活基盤が脆弱なので、それだけでは食べていけないということがあって、ここに書かれているような将来的に地域を引っ張っていくような活動を期待するのであれば、しかるべきポジションといたしますか、活動する場をつくる必要があります。いつまでも育成という言葉で止めておくのではなく、場をつくり、あるいは、職員を置きますというようにしないとなかなか進んでいかないのではないかと思いますし、今までも進めてこられなかったものではないかと感じます。

人を雇うのはなかなか大変だというのは理解できないわけではないのですが、市町村と相談する中で、道でも総合政策部が推進している地域おこし協力隊のような、3年ずつではありますが、市町村の懐が痛まないようなもので、複数の市町村で協力しながら、道もバックアップできるようにしましょうと投げかけてみるというようなことがあってもいいのではないかと思います。

育成にとどめず、具体的に活動する場を道がつくるということを盛り込んでいただけないかと思えます。

○事務局（鈴木自然環境課長） 活躍する場がないと宝の持ち腐れということもあります。地域おこし協力隊のようなシステムを道がすぐに用意できるかは別の話ですが、現実的に31ページなどで育成も方向性として打ち出しておりますし、アの丸の四つ目では、講師を派遣しますともあります。これは、道が抱える人材を地域のニーズに応じてというもので、どういうふうに派遣するかは別ですが、そうした方向性は打ち出しております。

場の創出となりますと、アの丸の二つ目の振興局が主体となり、地域における環境教育・環境保全活動を推進しますの中で、地域づくりに絡めた環境実践の場、地域の方々や専門的な知識を持った人と一緒に外来種防除の取組を行うなど、費用の問題は出てくるかと思えますけれども、そういうことに取り組むことも含めて方向性として書かせていただいております。

育成という観点だけではなく、その人材をいかに使っていくかという中においても、いわゆる効果的な活用という方向性を打ち出しております。

当然、委員のおっしゃる道がシステムや場をつくるということもその先にあると思えますけれども、まずは方向性を打ち出し、そうしたことを進めていき、道を見つけていきたいと考えております。

○吉中会長 部会での議論でもいろいろなご意見が出ておまして、全体を通してのスタート地点になります。個別具体の細かい施策を詳細まで書くのではなく、大きな方向性を示した上でこれから必要な施策を具体的に進めていただきたいという意見が出ておりました。

今、能條委員から出たご意見もまさにそれで、例えば、活動の場も行動計画の31ページの取組の考え方のところにもある程度書き込んだつもりではあるのですが、それを具体的な施策の細かいことまでは書けていないということをご理解をいただければと思いますし、事務局としては、これを使い、新しい施策も含め、展開する努力をしていただきたいと思います。

そのほかにかがでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 それでは、今出されたご意見も踏まえ、これから成案になった暁には施策を強力に展開していただければ大変ありがたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

特段の修正意見等がないようでしたら、今ご説明していただいた案を当審議会から答申することにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議の発言なし)

○吉中会長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらで答申させていただきたいと思います。

続きまして、二つ目の議事に移ります。

令和6年度(2024年度)北海道環境基本計画[第3次計画]に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(久保環境政策課長) 令和6年度(2024年度)北海道環境基本計画[第3次計画]に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてです。

資料2-1をご覧ください。

こちらは、前回の審議会でお示ししました点検・評価の進め方の資料を現状に合わせて一部修正したものです。

前回、6月にご審議をいただきました実施方針に基づきまして、現在、指標群の状況や施策の実施状況、その評価と課題などについて取りまとめ作業を進めている状況です。これについては次回以降の審議会でご審議をいただきたいと考えております。本日は、実施方針の中で分かりやすい表記を工夫するとしていた表記方法の事務局案をお示しさせていただきますので、ご審議をいただきたいと考えております。

まず、その説明に入る前に、点検・評価の対象となる施策の体系や指標群について、改めてご説明させていただきたいと思います。

資料2-2をご覧ください。

環境基本計画では、施策の基本的事項を定めることになっておりまして、その環境の施策としまして、五つの分野と各分野で取り組む施策と方向性などが示されております。

資料2-2の1ページの真ん中の囲いが施策体系となっております。その四角の中の左上の分野1の地域から取り組む地球環境の保全から一番右の中ほどにある分野5の共通

的・基盤的な施策までの五つの分野で取り組む施策と施策の方向を整理し、取組の進捗状況をはかるための指標群を設定しております。

指標につきましては、一律の指標では把握し切れない達成状況を分かりやすく示すために指標群が導入されております。

1 ページの下の四角に指標群の考え方を書いておりますけれども、指標群については、指標と個別指標、補足データの三つに分類されておまして、指標につきましては、目標そのものの達成状況を示すもの、個別指標については、目標の一部の達成状況を示すもので、この二つについては目標値を設定しております。目標値については、個別計画等の目標値変更などがあれば見直しを行うことで対応しております。

補足データにつきましては、目標値を設定することが難しいということで設定していませんけれども、個別施策の進捗状況の把握や目標の達成状況の評価の補足に活用し、施策の方向性などの分析や検討の参考にするものということで、補足データにつきましては、追加や廃止について随時見直しを行って対応している状況です。

2 ページをご覧ください。

各分野の施策についての指標群を一覧にしております。例えば、分野1の地域から取り組む地球環境の保全については、三つの指標、一つの個別指標、九つの補足データで設定されております。分野2から分野5までも同じように指標群が設定されておまして、全分野で指標が14、個別指標が12、それから、補足データが46という形で設定されております。

指標群につきましては、昨年度の点検・評価の中で委員からご意見をいただいておりますので、今回行っている点検・評価の中で新たに補足データの追加も含めまして検討させていただいているところでございます。

現在進めている点検・評価については、指標群の状況や施策の実施状況、その評価と課題などについて、取りまとめの作業を進めている状況です。

資料2-3をご覧ください。

こちらが本日審議をお願いしたい事項です。

前回の6月の審議会で実施方針についてご審議をいただきまして、後ろに参考資料としてつけておりますけれども、目標の達成状況については分かりやすい表記を工夫するというので、(2)の①に下線を引いておりますけれども、分かりやすい表記を工夫するというのを追加させていただきました。この方針を踏まえまして、事務局で分かりやすい表記の方法を検討し、今回、案としてお示ししておりますので、ご審議をいただきたいと思っております。

資料2-3の1ページをご覧ください。

上段に表記方法として示している案があり、状況が一目で分かるようにということで、目標値を達成している場合は二重丸、基準値と比較すると改善傾向にあつて、かつ、前年度より改善している場合は丸、基準値と比較すると改善傾向にあるものの、前年度よりは

後退している場合は三角、基準値よりも後退している場合は黒い三角で表記してはどうかと考えております。

具体的な表記の例になりますけれども、ページの中ほどから書かれております昨年度の点検・評価結果の報告書を例にしますと、産業廃棄物の再生利用率につきましては、目標値が57%に対しまして、令和2年度で61.5%ということで、既に目標を達成していることから、右上に進捗状況の欄を設けまして二重丸と記載させていただいております。

その下の騒音に関する環境基準達成率、これは一般地域の騒音の指標になるのですが、こちらは令和3年度で92.5%、平成30年度が89.4%となっており、基準値を上回っており、令和2年度からさらに増加している、改善しているということで、進捗状況としては丸とさせていただいております。

2ページをご覧ください。

騒音に関する環境基準達成率で、こちらは自動車騒音の環境基準になっておりますけれども、令和3年度では98.1%と平成30年度の基準値の97.1%を上回っており、改善されているものの、令和2年度の98.5%からは、若干ではございますけれども、後退しているということで、進捗状況としては三角にさせていただいております。

それから、その下の一般廃棄物のリサイクル率は、令和3年度で23.5%と平成29年度の基準値の24.3%から後退しているということで、進捗状況としては黒い三角とさせていただいております。

3ページをご覧ください。

今の点検・評価の結果の報告書と併せて関連指標群の状況の資料も取りまとめておりまして、こちらは同じように表の中で太枠で示しておりますけれども、進捗状況の欄を設けております。

分かりやすい記載についての説明は以上となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○吉中会長 前回の審議の継続になりますけれども、環境基本計画に基づく施策の進捗状況の進め方、記載の仕方についてご提案をいただきました。

ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

点検・評価の中身がまだ出ておりませんので、分かりにくいかと思いますが、前回出されたご意見を踏まえ、二重丸、丸、三角、黒三角の四つに分けてはどうかというご提案です。

具体的に指標を評価していく中で、もしかしたらこの四つでは難しいものが出てくるかもしれないと思いましたが、それは実際に作業を進めながら考えればいいのかと思います。

よろしいでしょうか。

○井上副会長 資料2-3の表記方法で目標値と基準値と出てきています。二重丸は非常に分かりやすく、目標値を達成している場合ですが、白丸と白三角は基準値と比較するわ

けですよね。白丸は、基準値は満たしていて、さらに改善傾向にある、白三角は、基準値を満たしているものの、前年度から後退しているということで、私は、ここの「基準値と比較すると」というところが、上なのか下なのか明記されていないというところで引っかかってしまいました。

黒三角は、基準値を下回り、さらに後退しているというので分かりやすいです。ですから、二重丸と黒三角はいいのですけれども、白丸と白三角の「基準値と比較すると」という表現で本当にいいのか、むしろ、基準値は達成し、さらに改善している、基準値は達成しているが、近年後退しているという表現を工夫してもいいのかなという感想を持ちました。

○事務局（久保環境政策課長） 基準値と目標値ということで、二つの数字が示されております。基準値は個別の廃棄物の計画を立てた段階での基準値で、基準とする数字として示した数字になっておりまして、そこから改善していくものとして示されており、目標値はそこから改善するというのでつくっています。基準値と比較するというのは、その時点よりよくなっている、あるいは、悪くなっているという意味合いです。

ただ、確かに分かりにくくなりますので、白丸がそういうものなのかは書き方を工夫させていただきたいのですけれども、そういう意図となっております。

○井上副会長 今の説明でよく分かりました。

それであれば提案ですが、例えば、白丸は「基準値より改善傾向にある」、「白三角は基準値より改善傾向にあるものの」ということで、「基準値より」としたほうが上にあるか、下にあるかが明確になるのではないかと思います。

○事務局（久保環境政策課長） 分かりました。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○大橋委員 質問が1点、その回答によってこうした方がいいのではないかという話をします。

基準値があって、基準値を上回る、数値として上回る目標と逆の目標があると思うのです。基準値より下げることが大事だというものもありますよね。そうすると、グラフの表現の仕方で、右肩上がりになっているものを改善傾向にあると見せたいとすると、基準値を下回ったほうがいいものについては数字の上下を入れ替えて、グラフが右肩上がりになっていれば改善傾向である見え方の工夫もすると一層分かりやすいのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきました。

○事務局（久保環境政策課長） 今まさにおっしゃられたように、もともと評価が分かりにくいというところで、グラフが上がったほうがいいものもあるし、下がったほうがいいものもあるということで、今回、丸などで工夫させていただきましたが、グラフそのものが右肩上がりであれば、よりよくなっていると分かるようになっていれば、そのほうが確かに分かりやすいということがあるかと思えます。ただ、グラフ毎に入れ替わっていると理解しにくい可能性もありますので、そこは改めて検討させていただきたいと思えます。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○能條委員 どのくらい数値の幅があったときにプラスになった、マイナスになったと判断するかは決めているのでしょうか。例えば、4ページの上のものだと差が1%ですよね。1%しかないという言い方もできますし、1%よくなったという言い方もできると思うのです。これは分かりやすい指標に置き換えたので、分かりやすくなったとは思いますが、3%以上は捨てる、コンマ以下は横ばいと考えますなどというものはなくてもいいのでしょうか。

○事務局（久保環境政策課長） どれくらい下がれば悪くなって、どれくらい上がれば改善していると言えるのかは非常に難しいところで、現状では、具体的に幅がこれくらいならということまで数字の設定はしておりません。

当然、波を打ちながら横ばい、上がったたり下がったりはしているけれども、横ばいというものも含め、現状はどうかというものを端的に示す記号として考えました。実際にどれくらい動きがあるかを設定するのはなかなか難しいと考えていますけれども、まずは状況をぱっと見て分かるようにしたいということで、ご提案させていただきました。

○吉中会長 恐らく、具体的な個別指標の評価を見ないとなかなか議論できないかと思います。今回は、この指標についてはこのくらい上がっているけれども、あまり改善とは見られないのではないかという議論を実際にできればと思っております。

ほかにございませんか。

○佐藤委員 資料2-1について質問です。

これは、各分野それぞれにアイウとありますが、全てについて指標群を設けるということでしょうか。今ざっと見たところ、幾つか抜けているものがあるのですが、そういったものの評価はどのように行うのでしょうか。

○吉中会長 今ご指摘をいただいたのは資料2-2の指標群が網羅的になっているかというご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（久保環境政策課長） 指標については、補足データも含め、各分野で何らかの判断できるよう設定しております。確かに、目標をずばっと示せるような指標がない場合は個別や補足データで補完しておりますけれども、何らかの指標はあるところです。

○佐藤委員 具体的には、例えば、分野1のイの気候変動への適応策の推進に係る指標は指標群にないような気がするのですが。

○事務局（久保環境政策課長） もう一度確認しますが、指標の……。

○吉中会長 資料2-2の1ページに施策の方向についてということで分野1から分野5でアからウまで並んでいますけれども、分野1のイの気候変動への適応策の推進に係る指標はどれでしょうか、この一覧表の中にはないようですがというご質問と承りましたが、いかがでしょうか。

○事務局（久保環境政策課長） 気候変動への適応策ということで、確かに、ご指摘いただいたところは一覧に載っていませんので、確認はいたしますが、適応策ということで、

数値として示すのがなかなか難しいということで現段階では示せないということかもしれません。

○佐藤委員 同様に、分野3のイの知床世界自然遺産のものもないのです。もし指標を使わないで定性的な評価を行うのであれば、それはそれで別途説明していただければと思います。

○吉中会長 事務局で基本計画そのものを当たっていただいて、指標を確認していただいて、後ほどでも構いませんので、皆様にお伝えをいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○中津川委員 今の話ですが、政策評価委員会や基本評価の委員会で指標を設定し、いろいろと評価しているのですけれども、それとリンクしているのですか。

○吉中会長 個別の施策の評価の仕組みとどうリンクさせるのかというご質問ですね。

○事務局（久保環境政策課長） 政策評価委員会といいますか、環境基本計画自体、当然、基本計画という中で、例えば、廃棄物、温暖化など各分野でそれぞれの個別計画がございまして、その中で指標を設定し、目標を設定するものとリンクして設定されております。個別計画の中で指標の見直しや目標値を変えたものがあれば、環境基本計画にも見直しの中で反映させることとしております。

○中津川委員 私も昨年度までやっていたのですけれども、政策評価や基本評価については、どういう指標がいいのか、担当を決めて委員に意見を聞いて決めているのです。今、佐藤委員からいただいた意見は、適切な指標を入れられるようにということで伝えていただければいいのかなと思ったのですけれども、そういうことは可能ですか。

○事務局（久保環境政策課長） 政策評価は道の中でやっているもので、適切な指標はどのようなものは検討されておりますので、いただいたご意見も踏まえ、こういった指標でということで検討させていただきたいと思います。

○吉中会長 指標群については、事務局でもう一度確認していただいた上で、中津川委員からご指摘があったとおり、指標がないもので個別の計画あるいは施策で指標を設定されているものがあるのであれば、それらも参考にいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 中身がないものですので、次回、具体的な現状値、状況を見た上でさらに審議を続けたいと思いますので、今日はこの程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議の発言なし）

○吉中会長 それでは、今日いただいたご意見を踏まえて作業を進めていただき、次回に実質的な議論ができるようによろしくお願いいたします。

審議事項は以上となります。

続きまして、議事（2）の指定事項に係る報告に入ります。

最初の三つは、私が部会長を務めております自然環境部会の指定事項で、答申をさせていただいた案件についてご報告させていただきます。その後、温泉法の規定に基づく許可申請ということで、温泉部会長からご報告いただきたいと思っております。

一つ目は、令和6年度エゾシカの可猟区域及び期間についてです。

自然環境部会長の私から報告いたします。

資料3をご覧ください。

エゾシカの状況については、委員の皆様にご案内のとおりかと思っておりますけれども、1ページ目の経過、(1)のところに概略として書いていただいておりますとおり、様々な対策を講じてきた結果、東部地域において個体数指数が減少したと推定されるなど一定の成果が上がったものの、依然として個体数指数は高水準であること、それから、今年1月から3年間、再び、緊急対策期間として対策を強化していこうということが決まっております。

一方で、年間捕獲実績は、有害鳥獣駆除ということだと思っておりますけれども、許可捕獲数は伸びた一方で、狩猟による捕獲数は減少しております。捕獲数の一層の上積みが必要な状況です。

こういう状況を踏まえ、今年度のエゾシカの可猟区域、期間等について部会で審議いたしました。

基本的には、昨年度の可猟区域、期間と同じ考え方で設定しようということで答申させていただきました。

2ページ目の可猟期間、A区域からF区域、プラス、猟区ということで二つ猟区がございますけれども、このように分けて、それぞれ可猟期間を設定しております。

令和5年度と令和6年度の違いですが、2ページの表をご覧ください。

変更点といたしましては、B区域を令和6年度から新たに設けております。これについては、次のページの4番の可猟区域及び期間の設定の細かい表がついておりますけれども、南部地域、後志総合振興局管内の市町村について、3月31日までではなく、1月31日までとするということです。その理由は、許可捕獲を効率的に進めていきたいとの説明を受けております。

それから、東部のオホーツク・十勝管内の町~~まち~~について、D区域からC区域に加わっているのが昨年度からの変更点です。

そのほかは、昨年度の可猟区域、可猟期間を踏襲しております。

次に、3ページですが、別図1があります。細かい区分になっておりますけれども、このように今年度のエゾシカの可猟区域を設定したいということです。

その次のページの別図2では、具体的に、いつからいつまではどの区域が可猟区域になっているかを示しておりますので、ご参照ください。

別図3は、斜里町管内で捕獲効率を高めるためということで、可猟期間の間に中断期間を設定するという従来から行っているものを今年度も行うということです。

4 ページですが、銃猟の自粛~~実施~~区域ということで、希少猛禽類の繁殖の影響をできるだけ回避するため、多くの営巣地が存在する宗谷管内の一部について、2月から3月、銃猟の自粛区域といたします。これも昨年度と全く同じ自粛区域を設定しております。

これを部会で審議させていただきまして、参考資料としてつけております野生第485号という形で諮問していただいたものを、環境審第7号令和6年7月30日付で、審議会の会長名で原案どおりということで答申させていただきました。

毎年、複雑な仕組みで申し訳ありませんけれども、答申を行いました。

ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

部会では、特に、希少猛禽類の自粛区域について議論、審議がなされまして、実情に応じて必要な見直しをしていくべきだというご意見をいただいておりますことを私からご報告させていただきます。

よろしいでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 続きます、占冠村猟区に係る維持管理事務の委託についてです。

こちら自然環境部会長の私から報告いたします。

こちら諮問どおり答申させていただいております。

先ほど少しお話し申し上げましたけれども、道内に2か所の猟区が設定されております。

猟区制度については、資料4の冒頭に書いていただいております。

放鳥獣等により、積極的に狩猟鳥獣の生息数の確保を図るとともに、可猟区域の一部を分割して、その区域内で排他的に入猟者数、入猟日、狩猟鳥獣の捕獲制限等を行う区域、管理された秩序ある狩猟を行う場所ということで、北海道にある猟区としては西興部村、占冠村に設定されております。

この北海道環境審議会での審議対象となっておりますのは、猟区の設定と猟区そのものの更新ではなく、猟区の維持管理をすることを委託する際に意見を述べることになっております。

2ページをご覧ください。

占冠村については、北海道猟友会富良野支部占冠部会に、維持管理業務のうち監視業務を委託するというご提案です。それについて部会で審議を行った結果、適当であろうということで原案どおり答申させていただいております。

北海道の猟区は、先ほど申し上げたとおり、1ページに二つございますが、占冠村は市町村が設定している猟区で、行政機関が設定している猟区の場合、維持管理に関する事務を第三者に委託することができるという規定になっております。それによって今までも北海道猟友会富良野支部占冠部会に委託しているところですが、それを継続するということです。

一方、西興部村の猟区については、設定者が村ではなくてNPO法人ということで、直接、このNPO法人が維持管理に当たっているということで、委託料も発生していないと

いう理解でございます。

これについて、7月30日の部会で審議し、参考資料としてつけていただいているとおり環境審第8号で慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨、決議したので、答申させていただきます。

二つ目の猟区の維持管理に係る委託についての説明は以上です。

ご質問やご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武野委員 とても基礎的なことですが、猟区の目的です。生息数の確保を図るということは、減らすのではなく、狩猟を業とする方、あるいは、趣味とする方を含めて、安定的に狩猟する方を持続させる趣旨で設定されているものでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 資料4の冒頭にありますとおり、猟区制度の概要ということで、生息数の確保を図るとともに、管理された秩序ある狩猟を行う場所となっております。

占冠村猟区及び西興部村猟区は、どちらもメインはエゾシカを対象とした猟区で、おっしゃるとおり、エゾシカについては、今、生息数の確保を図る対象ではない状況でございますけれども、どちらもより秩序ある管理された狩猟を地元で行いたいという意向の下で設定しております。

一方、入猟者数を制限するという事は、捕獲圧の減少にもつながりかねませんので、地元では、狩猟を制限する代わりに、地元の猟友会、団体等が非常に積極的にエゾシカの捕獲に従事しておりまして、現在は、猟区設定前よりも多くのエゾシカを有害駆除で捕獲し、一方で、狩猟は秩序ある管理の下でやりたいという意思で設定されているものでございます。

○武野委員 猟区制度を入れる目的が何かをお聞きしたかったのですが、要は、エゾシカを含めた狩猟を愛好する方を増やすことが目的なのか、それとも、業として地域でガイドを含めた産業として確立していくことが目的なのか、あるいは、両方なのか、ビジネスとして成り立っていくものとして目指すのかをお聞きしたかったのです。

○事務局（車田課長補佐） おっしゃるとおり、地元では様々な目的で設置しておりまして、どちらの猟区も狩猟観光ツーリズムが当然入っておりますし、地元の産業振興に資するということもありますし、一方で、猟区設定前には、よそから入ってきたハンターが捕獲後の死体を放置したり、違法すれすれの行為をしているところが散見されておりまして、秩序ある管理された狩猟もやりたいということでございます。それプラス、宿泊やお土産の面など、経済的な効果も非常に期待できますので、多面的な目的を持って運営されているところでございます。

○武野委員 これは、現在2地区ですが、将来的に拡大していく方向性ですか。

○事務局（車田課長補佐） 道として拡大や縮小というものはございません。これは、あくまでも地元の考えで設定されていくものとなっております。

○吉中会長 ほかにございませんか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 続きまして、三つ目の道指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてです。

こちらも自然環境部会長の私から報告いたします。

資料5をご覧ください。

北海道環境審議会に諮問していただく必要がある鳥獣保護区の指定等については、新たな保護区の指定、特別保護地区の指定もしくは再指定が主になります。今回諮問していただいた鳥獣保護区の指定については、特別保護地区の再指定の案件でした。

3ページに北海道の地図がありますが、鳥獣保護区特別保護地区再指定の位置図ということで、①から⑮まで、全て森林鳥獣保護のための鳥獣保護区ということで、設定期間満了に伴いまして再指定するといえますか、新たな特別保護地区としてもう一度指定するということで諮問をいただきました。

こちら7月30日の部会で審議させていただきまして、15件の特別保護地区の再指定は適切なことであろうということで諮問どおり答申させていただきました。

諮問書、答申書を参考資料としてつけております。

定型の形でございますけれども、環境審第9号7月30日付で会長名で答申させていただきましたので、ご報告いたします。

部会での審議の中では、この特別保護地区の再指定について特段の異議は出ませんでしたけれども、鳥獣保護区全体について、自然保護区、自然保護地域ということで、30 by 30という保護区拡大の動きの中で、この保護区もぜひ充実させていくべきだというご意見が出たことをご紹介します。

ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 続きまして、温泉法の規定に基づく許可申請についてです。

温泉部会の高橋部会長から報告をお願いいたします。

○高橋委員 温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果についてご報告申し上げます。

温泉部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘削、動力装置の許可に係る処分について審議し、その結果を北海道へ答申しています。

お手元の資料6-1の令和6年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、6月10日に第1回温泉部会を開催しております。

第1回温泉部会の議案一覧を資料6-2、参考資料6-3-1と参考資料6-3-2として添付しております。

第1回温泉部会は、知事からの諮問のあった温泉掘削等の許可申請について審議し、全ての議案について許可相当とさせていただきました。

温泉部会における審議結果の報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○吉中会長 今、温泉部会での審議状況について報告していただきました。

ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○井上副会長 資料6-3-1の知事からの諮問一覧の備考欄を見ますと、7から10に

については地熱開発調査という記載で、掘削の目的が書かれております。それ以外の1から5については準保護地域ということで掘削あるいは動力装置を置かれるところの自然環境に関する地域の指定状況が記載されています。

単純な質問ですが、どうして違う内容で記載されているのでしょうか。1から5も地熱開発なのか、温泉開発なのかが分からないので、質問させていただきます。

○事務局（柴崎課長補佐） 備考欄の記載につきましては、温泉保護対策要綱を道でつくっておりまして、保護すべき地域は保護地域として指定し、それに準じて準保護地域を指定しております。この二つにつきましては、審査する際、基準としては厳しくなりますので、保護地域、準保護地域が分かるように記載しております。

それに加えて、地熱開発については、ここ数年で出てきたもので、地熱は、大量の掘削、蒸気等を出しますので、これまでの温泉利用等とは違ったレベルでの審査が必要ということもありまして、分かりやすくするために備考に記載しているということで、何か明確な決まりがあって記載しているものではございません。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○中津川委員 倶知安が多いのはニセコあたりのリゾート開発などの話が結構あるのではないかと思いますので、準保護地域に指定されているとどういう制限があるのでしょうか。非常に乱開発して地下水への影響が出るのではないかと思いますので、そういうものを確認したいです。

○高橋委員 おっしゃるとおり、周辺への影響ができるだけ少なくなるように許可申請を審議しているのですが、具体について、事務局としてはいかがでしょうか。

○事務局（柴崎課長補佐） ニセコ地域におきましては、やはり最近の開発が進んでいることもありまして、直近、令和2年度に、保護地域、あるいは、その周辺を準保護地域として指定し、令和3年度から施行しております。

保護地域につきましては、原則、新たな掘削できない地域として指定しておりまして、準保護地域につきましては、既存源泉、既にある井戸から周辺250メートルについては掘削ができない地域ということで、新たな掘削を規制している取組をしております。

○中津川委員 母数が非常に多いので、全体的なマクロな（同じ意味）地下水への影響、水循環への影響を考えられているのでしょうか。

○高橋委員 ニセコ地域につきましては、広域的な地下水流動系への影響ももちろんあると考えておりまして、例えば、北海道立総合研究機構のエネルギー・環境・地質研究所に道庁が委託して、温泉資源の調査等をこれまでも実施してきております。そういうデータも横目で見ながら審議しております。

ニセコ地域については、ご懸念のとおり、近年、開発が非常に進んでおりますので、審議会もそうですけれども、道庁の事務局でもより注意して動向を見守っております。

事務局から付け加えることがあればお願いいたします。

○事務局（柴崎課長補佐） 事務局からは特に補足はございません。

○吉中会長 ほかにございませんか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 以上で、指定事項に係る報告を終わります。

続きまして、議事(3)のその他に入ります。

事務局から報告はありませんか。

○事務局(佐伯課長補佐) 地球脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準の策定の進捗状況についてご報告させていただきます。

環境配慮基準につきましては、引き続き、昨年度に実施しましたパブリックコメントの意見を踏まえまして、国や市町村とも調整を図りながら基準の策定を進めている状況でして、その作業に時間を要しております。

現在、前回の審議会でいただきました意見についても、その趣旨を踏まえて対応を検討しているところでございまして、次回の環境審議会での報告を目指しているところでございます。

引き続きよろしく願いいたします。

○吉中会長 地域脱炭素化促進事業促進区域の北海道の配慮基準についての現状についてご報告をいただきました。

ご質問やご意見をお願いいたします。

前回の審議会から特段の進捗、変化がないとのご説明でした。一方で、国の法律はさらに改正され、来年4月から施行されます。スピードも要求されていると思いますので、ぜひ作業を進めていただいて、必要に応じてこの審議会にもご説明をいただければいいと思います。

いかがでしょうか。

(意見・質問等の発言なし)

○吉中会長 それでは、前回の審議会のときにも私から申し上げましたし、何人かの委員からもご意見が出ておりますので、それも踏まえていただいた上で次回の審議会でご説明をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上で予定されておりました議事は終了となります。

それ以外にご報告やご意見等がありましたらお願いいたします。

○武野委員 先ほど審議済みの北海道環境基本計画のことで聞き損じました。

指標群について、今回、資料2-2で示されておりますが、これは確定ですか、これに何らかのものを追加することができるのでしょうか。

つまり、道民にとって分かりやすいもの、関心を持ってもらえるものが入っていればいるほど当然分かりやすくなるわけです。そういった面で、次回にでも聞いていただくことは可能なのか、個別計画との関連で動かし難いのか、その辺をお願いいたします。

○事務局(久保環境政策課長) 指標群については、個別指標など、補足データも含め、

現行計画の中で指標群としてはこういうものを使いますと書き込まれておまして、個別の計画で見直しがある場合には、基本計画にも反映しなければいけないということで、見直しの中で反映したいと考えております。ただ、補足データについては柔軟に見直すことが必要ということで、新しいデータが出てくれば、数値として目標を示すのは難しいのかもしれないですけども、参考として随時付け加えて、点検、評価の中で判断したいと考えております。

○武野委員 個別計画にないものでも補足データの扱いが可能という認識ですか。

○事務局（久保環境政策課長） 補足データが進めている施策を評価するのに妥当なものであれば、実際にやっている部局の判断も出てきますけれども、そういったものを踏まえてやっていくことは可能だと思います。

○吉中会長 どうもありがとうございます。

環境基本計画は、環境全般にわたってこの審議会で施策進捗状況の点検・評価を議論するということだと思いますので、今、武野委員がおっしゃったような、これでは点検・評価には足りないのではないかというご意見は、次回の中身の審議をする際に建設的なご意見をいただければありがたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

（意見・質問等の発言なし）

○吉中会長 それでは、最初の議題にありました北海道生物多様性保全計画の変更について答申準備ができたようですので、答申を行いたいと思います。

諮問は、先ほどご説明があったとおり、2年前に受けております。

環境審第11号令和6年（2024年）8月22日。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長吉中厚裕。

「北海道生物多様性保全計画」の変更について（答申）。

令和4年5月26日付自然第231号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

別添は、先ほどご審議をいただいた計画そのものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

〔答申書の手交〕

○事務局（阿部環境保全局長） どうもありがとうございます。

○吉中会長 2年越しになりましたけれども、皆様のご協力、特に部会での委員の皆様の非常に熱心なご審議をいただいたことに感謝いたします。

また、事務局も大変な作業だったかと思えます。無理も申し上げまして、ご苦勞をおかけましたことを、この場を借りまして感謝申し上げたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事は、これで締めたいと思います。
皆様、どうもありがとうございました。
進行を事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（久保環境政策課長） 吉中会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催は10月頃を予定しております。事務局から委員の皆様には日程照会をいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。
どうもありがとうございました。

以 上